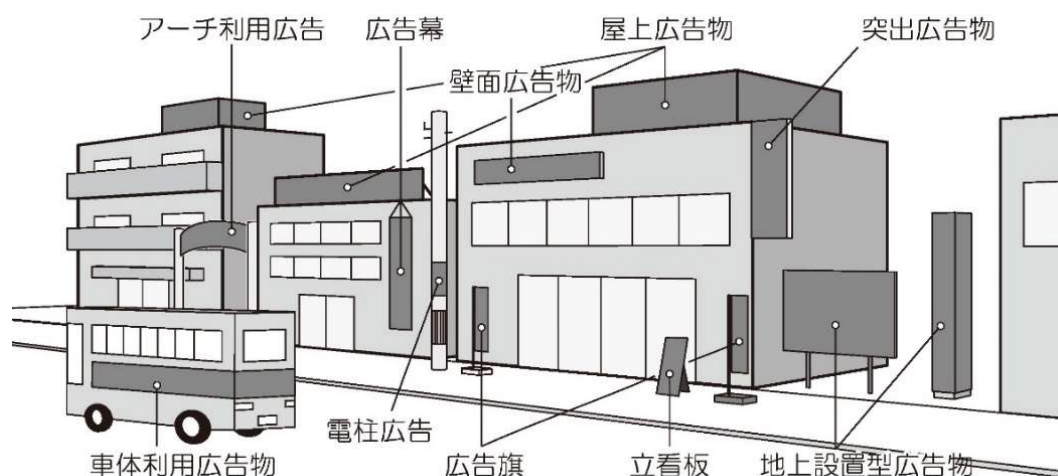


屋外広告物の許可手続き 忘れていませんか？

吹田市では、良好な景観の形成、風致の維持、そして、公衆に対する危害の防止を目的として吹田市屋外広告物条例を定め、屋外広告物の表示・設置・維持について規制・誘導を行っています。

！ 屋外広告物を設置するには市の許可が必要です。

規制対象となる屋外広告物例



屋外広告物許可申請	<p>屋外に広告物を設置する時は、原則として許可が必要です。 自家用広告物(※)の総面積が適用除外面積 (5 m²) 以内は、許可が不要です。</p> <p>【申請先】吹田市都市計画部都市計画室</p>
工作物確認申請	<p>広告物の高さが4 mを超える場合は、建築基準法により工作物の確認申請が必要です。</p> <p>【申請先】吹田市都市計画部開発審査室、指定確認検査機関</p>
道路占用許可申請	<p>道路を占用する広告物については当該道路の道路管理者の占用許可申請が必要です。</p> <p>【申請先】(市道の場合) 吹田市土木部道路室 (府道の場合) 大阪府茨木土木事務所</p>

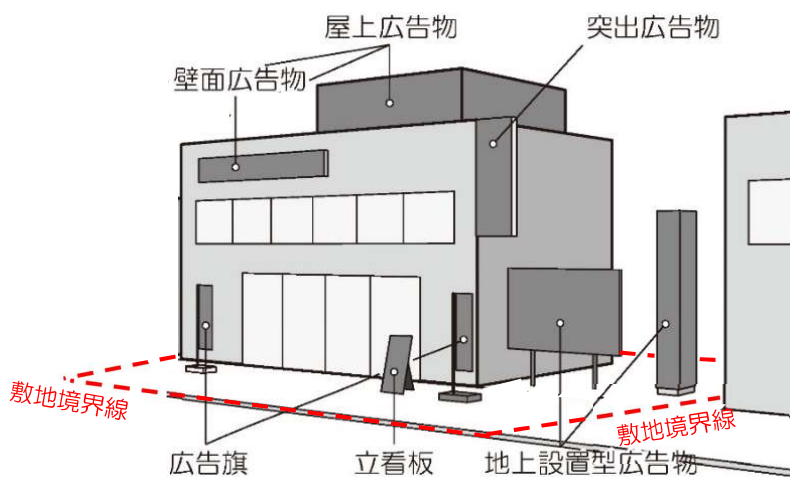
※自家用広告物とは、自己の店舗や敷地に、自己の店名などを表示したもの



屋外広告物許可申請の対象は？

チェック

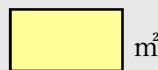
敷地内広告物  の合計面積を算出して下さい。



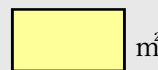
【自家用広告物】

■敷地内に店舗（A店、B店）があり、
広告物を表示・設置している

A店



B店



5 m²以下

許可不要

5 m²を超える

許可必要

【自家用広告物以外】

■敷地内に店舗がないC店の広告物

広告物すべて

許可必要



申請するにはどうすればいいの？

市ホームページから、手続様式をダウンロードして、吹田市都市計画部都市計画室で手続きをして下さい。

ポイント

- ✓ 屋外に設置されている広告物すべての『総面積』が対象となります。
- ✓ 表示・設置する場所（許可の区域）により、許可基準が異なります。
- ✓ 2年に一度、継続（更新）手続きが必要になります。
- ✓ 新規・継続許可手続きには、申請の都度、手数料が必要です。
- ✓ 自家用広告物の総面積が5 m²以下の場合は、適用除外（申請不要）となります。
- ✓ テナントビルに入居されている場合で、他社の広告物も併せて設置されている場合はまとめて一括で申請する必要がありますので、ビル管理会社にご相談下さい。
- ✓ 広告物の高さが4 mを超える場合、『管理責任者』（資格要件有）を、併せて届け出る必要があります。

吹田市 都市計画部 都市計画室（屋外広告物担当）

電話:06-6170-2337(直通)

FAX:06-6368-9901

メールアドレス:toshikei@city.suita.osaka.jp

屋外広告物に関することは、
吹田市ホームページでご覧いただけます。

吹田市屋外広告物

検索 